



り、その会長に就任すると同時に、会長といふものの権限を、私が先ほど申し上げたように、実際は理事会よりも上へ持つていいっておるわけです。理事会は何もできないわけです、会長の意向に反しては、私は、たとえば前川が新聞のほうの理事をやめて、そうして平の社員になった、しかし、事实上その身がわりを送つてそうしてそれを支配しておるというような場合には、これはなかなかそういうことまで問題にすることができない。ところが、定款を変えてまで理事会を拘束するような、そういう立場に立つておるわけです。代表権をなるほど法規の上では持つておらないかも知れないが、放送の免許をするという基準の解釈運用にあたつて、これは代表権は法規上ないからさしつかえないのだというふうな言い方をすることは、はなはだ私は外だと見て、これは代表権は法規上ないからさしつかえないのだというふうな言い方をすることがあります。今の大臣のお答えも、その程度のことは、これは事務当局がこの前でも繰り返しておることなんです。しかし、そういうことでは納得いかないというのが私の気持なんですよ。おそらく大れどもそうだと思うのです。これは世の中の脱法行為ということをよく言うのは、こういうやつが模範的なものですよ。それはあまりにもそのやり方がひどいものですから、検察庁でも注意され、いろいろのことをして、結局現在はそれはまた変えました。その定款は現在は変わっております。しかし、皆さんのが六月一日の再免許を与えるときにはそういう不自然な定款であったわけなんです。そういうことを承知で再免許を与えておるわけです。実質的な面から郵政大臣の考え方をお聞きしておるわけです。それは

独占を禁止するという趣旨に明らかに反しておるわけですから、だから、法律上は違反しないかもしだれぬが、実質的にはこういうことは思わしくないところなどかとそういうような意見の表明であります。あるなら別ですがね。だから、こういふことが問題になつた以上は明らかにしておきませんと、今後とも非常に影響するところが私大きいと思ってお聞きをするわけです。いいことなんですか、一体そういうことは、法規に違反しなければもうそれでいいというのじゃありませんか。私はなかろうと思う。あまり横で書くと……大臣としてのほんとうに私はこれは常識的な答弁を求めているのです、実質的な。どういうことですか。  
○國務大臣(小沢久太郎君) 結局、牛ほど申し上げましたように、代表権を有する者とということが条件になりますて、なかなか経営の支配の実際といふものはむずかしいものでござりますか、そういう形式でやるよりよがらないと、そういうふうに考えております。

す。その趣旨は、こういうニュース関係をしている者に独占をさせてはいかかんと、そこから来ているわけですかね。だから、こんなものは大臣の考え方一つでどうにでも解釈していいけるわけです。それが何回お尋ねしてもそれは私は聞いてみたいと思うのです。あなたの省の中の行政心得でしょう。どうなんですか。もう一べん答えて下さい。

○國務大臣（小沢久太郎君） ただいま亀山委員のおつしやいました実態に即するようにということは、われわれのほうも当然そういうふうに考えております。ところが、実態に即するというふうにするにはどうしたらいいかといいますと、結局、先ほど申し上げましたようなことでやるよりしようがない。そうしませんと、いろいろな不公平な立場が入って参りますので、こういう基準に従つてそれを正面解釈をしてやるよりしようがないということです。ございまして、その実態に即してやることにつきましては、亀田さんのおっしゃることに少しも変わりございません。

○亀田得治君 その終わりのほうの言葉がちょっと聞きとれなかつたのですがあ、実態に即してやることについてはどうだとおっしゃるのですか。

○國務大臣（小沢久太郎君） 実態に即してやるためにこの基準がございまして、その基準を正当的に解釈してやるというのは正しいことだと私は思つております。

即してやつてくれと、こう言つてゐるわけです。実態に即したら、この書かれておる免許基準の解釈の仕方といふものは変わるべきなんですよ。あなたたのほうは、実態に即しないで、免許基準に書いてあることだけを形式的にとらえておるに過ぎない。実態に即するということは、私も大賛成です。実態に即するのなら、もつと即するようにやつてもらわなければならない。第一、いろいろな問題で実態といふことがよく出ます。ところが、それは法規どおりにやつたのだというのじや、これは現実が合わぬ場合に出てくることなんです。実態に即するために法規どおりに言葉 자체がナンセンスじゃないですか。

が、当時郵政当局に出されました五六二十六日付の誓約書あるいは三月二三日付の当事者間の覚書等によりましても、これはもうほつておきました。今年の五月末にはやめることになつてゐるわけなんです。それではいけないので、なるべく早くこれはやめると、うことになつておるし、また、本人へそういうふうに意思表示している。郵政当局もそれを期待する、こうなつておるわけです。ところが、最近は、郵政当局の態度が程便なせいかどうかは知りませんが、なかなか事前にやめといつたような状況ではないわけですね。はなはだもって、何といいますか、極端な言葉でいえば、居直るといったよな傾向が出て参つておるわけなんです。これは、後ほど法務省にお聞きします刑事案件の処置の誤りをした点も私はあずからつて力があると思ふるのです。したがつてこれらの事件の経過というものを知つておる徳島の市民らは非常な疑惑を持つて見ておる。一体国会において今年の五月末を待たなければいけないでできるだけ早くやめることを期すと郵政当局が答えておりながら、事実は一向にそくなつておらない。誓約書までこれは出でておるわけなんですね。一体こういうことでいいのかどうか。こういうもみにもんでできた誓約書なり覚書なりそういうもので、刑事案件さえ終われば簡単にほんごにしている。こういうことで一體正直しい行政の監督というものができるかどうか、これを大臣にひとつお聞きしたいわけなんです。

○亀田得治君 それじゃ、いつごろや  
めるとかいうふうに皆さんは把握してお  
るわけでしょうか。私がお聞きするの  
は、人選難だとかそういうようなこ  
とをしょっちゅう言うて今まで延ばし  
てきているわけなんです。人選難でも  
なんでもないわけなんです。本人がや  
めちまえは、あとは知事なりあるいは  
関係者、徳島におけるそうそたる諸  
君がこれはみんな関係があるわけで  
す。幾らでもあるわけなんです。今、  
大臣は、最近のうちに何かやめられる  
ようなこととの意味をおわしたお言葉  
がありましたが、一体それはいつごろ  
実現することに大体なっておるわけで  
しょう。

○国務大臣(小沢久太郎君) いつごろ  
ということは、実は私がここでお答え  
できませんけれども、原知事に対しま  
して辞表も寄託してござりますし、大  
体後任者のめどがついておるそうで  
ざいますから、なるべく早い機会に実  
現できることを期待しておる次第でござ  
ります。

○亀田得治君 事実はそういうふうに  
動いていないんですよ。辞表が知事に  
預けてあるとは聞いております。實際  
は、それが処理される方向じやなし  
に、逆の方向なんです。もっと具体的  
に申し上げますと、ことしの二月一日  
になりまして、前川社長が社内の上層  
部の人事異動をやっております。今ま  
では、社長—専務—部長制と、こうい  
うことを申し述べておったそうでござ  
いますけれども、最近になりまして後  
任者のめどがついてきたのだというよ  
うなことで、誓約書どおり私は進む見  
通しがついたものと、そういうふうに  
信じております。

うふうになつておひりましたが、これを社長・三局長・部長制と、こういふうに改め、その局長の一人には、当然やめるべきことになつております。森田茂を任命しているわけなんですが、これは覚書においてもちゃんとやめることにはつきり書かれておる人物です。それを新しい職制を作つてそういうふうにやつておるわけなんです。もちろん、こういう職制改革については、昨年の三月二十三日にできました覚書によりますと、知事なりあるいは徳島市長なり徳島の商工会議所の会頭なり四国電力の徳島支店長なり、そういう諸君の承認を得ないで勝手にやつていかぬことになつておる。知事はそういうことをやつて進めておるわけなんですね。こういう事実をあなたどういうふうに見否しておるようでありますか、聞くところによると、事实上そういうことをしたでしよう。ともかくも間もなくやめる社長なんだから、いろんな人事異動を重要なことをやつちやいかぬ、いわんやこの問題に関して報復的な人事などはやつちやいかぬといったようなことも覚書の第五条で明記されておる。刑事案件が終わつたと見るや、開き直つて、そういういろんな責任ある地位の人が寄つてたかって作つた覚書すら、これを事実上破棄しているわけなんです。

○黒田得治君 覚書の第五条にちやんと書いてあるでしょ。社内の人事問題については、前川の独断ではやらなないと。ともかく前川社長に何か言い分がありますと、すぐそういうことは気負い立つてお答えになるわけですが、前からもそうなんです。矛盾しておるじゃないですか、第五条と。

さらには付け加えて申し上げますと、今申し上げたような職制改革をやる。知事との間で今もめております。ところが、さらに、今まで経理部長をしていた佐々木、これは反前川派なんです。これを首切ろうとしたわけですね。しかし、第五条に明らかに違反するから、そこまではできない。そこで、高松の支社長に追いやりておるわけなんです。それから、こまかいことまで言い出せばこれは時間をとるから申し上げませんが、被告訴人の一人であつた岡田、これを大阪の支社長に栄転させておるわけです。第五条違反じゃないですか、こんなことはみんな。そうして、一方では、皆さんから何か聞かれると、後任者がなかなか見つからないのでと昨年中はそういうことを言い続けてきた。ことしになると、どうもちよつと言ひ方が変わつてきたようだが、まあそのうち選挙も始まってみんな忙しくなるし、だからまあここまで来ればそのうちに見つかりそうだなんてでたらめなことを言つておる。そのうちにこれは五月末になつてしまふわけです。

これでは、全く前川というものの郵政当局が振り回されると同然なんです。そういう人事改革、機構改革をやつていることを事務当局は知つて

いるでしょう。君らは規定のことばかり言つから、こつちも今度規則でひとつ質問するわけなんだが、違反せぬと言えますか。先ほど私が指摘した事実、今前川がやつてること、どうなんですか。これはあまりこまかいから、事務局が答えてよろしい。

○説明員(石川忠夫君) 第五条のただ書きには、異動等の人事は一切実施しないと、こういうふうに書いてございまして、この異動は覚書に反するよう思います。

○亀田得治君 こんなことは、もうだれが見たって反しておることははつきりしているわけです。そういうことをやつていて、一体皆さんに出しました誓約書どおり行けると思っておるのですか。これは、私は憶測してはなはだ悪いかもしませんが、郵政当局が前川から頼まれて動きがとれぬようになつてゐるんじゃないかと思うんですね。だから、その証拠をひとつ二、三ここで出しておきましよう。これは、大臣に特に来てもらいましたのは、そういう点もあつたわけなんです。

それは、この八月二十六日に郵政省の本省の放送業務課の伊藤課長補佐が現場へ調査に行つたわけなんです。ともかく徳島では非常な問題になつてゐるわけでして、かねがね郵政当局との前川との関係、そういつたようなことがうわさされていたわけです。そこで、関心を持つ人は、伊藤補佐がどういう行動をとるだろうか、当然自分たちにも意見を求められるだろうということは考えていたわけなんです。ところが、前川とか森田とかそういう諸君と、だけ適当に会うてドンチャン騒ぎを

○国務大臣(小沢久太郎君) まだ聞いておりません。  
○畠田得治君 この人は、派遣された伊藤課長補佐ですね、そこに写真に写っているのは。  
○説明員(太原幹夫君) そうです。  
○畠田得治君 間違いないですね。大臣にも見せておいて下さい。  
私が今から申し上げることは、前回の八月の下旬でしたかに質問のときに実はわかつていただけなんです。しかし、まあ郵政当局も、善処する——その当時次長でしたかどなたでしたか、そういうふうにおっしゃるものだから、それじやいたずらに荒立てるのも芸ではないと思いまして、これはそのままにしておいたわけなんです。ところが、だんだん検察庁の処分があいふうになってしまふと、もう出方は逆なんですね。そこで、私もさつくばらんに申し上げるわけですが、この伊藤補佐が昭和三十七年八月二十六日午後四時五十五分の徳島飛行場着で着いておる。これは今確認していただいた飛行場に着いたときの写真です。ところが、出迎えに四国放送の森田が来ておるわけですね。問題の人が。これはまああなたの部下じゃありませんから、確認までしていただいていいかどうかわかりませんが、これが森田です。着流しですか。それはまあ監督官府から来れば、一応礼儀として出迎えということはありますても、みんなやつぱりちやんとそういう気持で行くんならよけいいくら暑くても洋服を着て行きますよ。ところが、これは着

しないです。どういう関係かということはおよそこれで想像つくでしょう。それから着流して一緒に自動車に乗るのですね。人物を確認してもらいましたから、これはもうちゃんと乗って、そこにはあ泊ったわけですが、そこで一たん休んでもらって、午後八時五十分ごろまでこの滝屋旅館で森田と伊藤がいろいろ対談したようです。こんなことは放送局へでも行ってやればいいことでしょう。着流して対談しているわけなんです、旅館で。それからこの旅館を出て、今度は車じゃなしに歩きながら富田町、栄町、そこら辺のバーをずっと歩いて、午後九時十分ごろ、これは森田と関係のある女のようですが、その人が経営しておる小梅という料理屋、そこに入つて、出て来たのが十時四十分ごろ。そうして伊藤が旅館に帰つた。ずっとこうつけて歩いて写真をとつてあるわけなんです。

翌日の八月二十七日の行動を申し上げますと、午前十時五十分ころ四国放

送の車が滝屋旅館に来て課長補佐を迎

ました。そこで説明を受けて昼食をし

た。こちら邊は多少筋に戻つてきてお

る。しかし、紛争が起きておる場合だ

から、自分でタクシーを雇つて行つ

いわけですね。しかし、まあそこま

ではあまりやかましいことを言う必要

もないかもしませんが。ところが、あとが悪い。午後三時過ぎになりますと、この伊藤君と森田君が四国放送の斎藤といふのも連れまして、そうして四国放送の乗用車で徳島市内の、これ

はビザンと読むのですかね、眉山と書

いてあるそこにドライブして、眉山の

政官庁は一般的に厳格じやありません

けれども、問題が起きておるその場所

は出ることになつてゐるのですか。

なんです。やはり問題が起きておる場

合は、裁判所や検察庁ほどなかなか行

機質は入つておる。課長補佐あたり

で飛行機代まで含めた旅費といふもの

は出ることになつてゐるのですか。

すから。

山頂から徳島を見物したり——これは今眺めているところの写真ですか。それから着流して一緒に自動車に乗るのですね。人物を確認してもらいましたから、これはもうちゃんと乗つて、そこにはあ泊ったわけですが、そこで一たん休んでもらって、午後八時五十分ごろまでこの滝屋旅館で森田と伊藤がいろいろ対談したようです。こんなことは放送局へでも行ってやればいいことでしょう。着流して対談しているわけなんです、旅館で。それからこの旅館を出て、今度は車じゃなしに歩きながら富田町、栄町、そこら辺のバーをずっと歩いて、午後九時十分ごろになりますと、また

國放送の眉山の送信所を見て、まあお

なるのだろうと思いますが、午後四

時ごろ眉山へ前川静夫が来て、そこで

になるのだろうと思いますが、午後四

時ごろ眉山へ前川静

いうふうに言われるかもしません

が、そういたしますと、全国にたくさん

の民間の放送局があるわけですが、

盆暮になるとへんなことになります

ね。単なる儀礼的な贈りものではな

いというふうに私は解釈しているわけ

なんです。名前をあげますと、一、二、

三、四、五、六、七、八、九、十、十

一、十人ありますよ、五、六、七月

にかけて。これはどうですか。あなた

もらつたことないですか。あなた業務

課長でしたね。

○説明員(石川忠夫君) 私は放送部長

の石川でございます。

○亀田得治君 石川さんは次長でな

かかったかな。

○説明員(石川忠夫君) 前の次長で

○亀田得治君 今度あなたがかわつ

たの。

○説明員(石川忠夫君) はい。

○亀田得治君 あなたのところへは来

ていませんか。

○説明員(石川忠夫君) はつきり記憶

しておりませんが、ピールかななか來

ておったように思います。

○亀田得治君 大臣の見解をひとつお

聞きしておきたい。ほんとうの意味の

單なる儀礼的なやりとりであれば、そ

れは私は別にどうこう言いません。

○国務大臣(小沢久太郎君) これは、

官吏といたしましては絶対にそういう

ことのないのが建前でございます

またそしうべきだと思います。ただ、

ほんの少額の儀礼的といいますか、い

わゆる慣習といいますか、そういう場

合には、あるいは受けけることがあるか

もわかりませんけれども、建前をいた

しましては、私はそういうことについ

てはやつてはいかぬと思います。

○亀田得治君 ちょうど竹内刑事局長

がお見えになつていて刑法の専門家で

ありますから、意見をお聞きします

が、こういう放送の再免許をするかど

うか、いろいろな問題がからみまして

そうしてもめておるときに、私がさっ

き申し上げたような行き過ぎた饗應、

これは、東京から偉い人が来たから昼

飯でもちゃんとした会館とかそういう

ところで差しあげるとか、そういうた

ものと違う。明らかに行き過ぎた饗應。

それから五月、六月、七月と多数の

ものが一つの場所に集中して贈られて

おるわけです、多数の人に。こういう

のは、単なるつき合いとかそういうふ

うには私は解釈できない。そんな解釈

をしたらいいへんなことになると思う

のですが、ひとつ政治的な関係を離れ

て純粋に刑法的な立場から御判断、御

見解を聞かしてほしいと思うのです。

○政府委員(竹内壽平君) この席から

意見を申述べることは適当でない

かとも思うのでございますが、ただい

ておつたように思います。

○亀田得治君 大臣の見解をひとつお

聞きしておきたい。ほんとうの意味の

單なる儀礼的なやりとりであれば、そ

れは私は別にどうこう言いません。

○説明員(石川忠夫君) これは、

官吏といたしましては絶対にそういう

ことのないのが建前でございます

ができるのでございますが、当該饗應

ができるかどうかということは、これはもう

社会通念に従つてきわめて具体的な状況

のもとにおいて判断をすべきことでございまして、積極的に解しなければならない

場合もありますが、また、状況のいか

んによりましては、社交の域を出な

い、賄賂性を持たないというふうに判

断的に申し上げますことは、法律と

いう立場から申しますも、また、私

の占めでおります地位から申します

も、具体的に判断を申し述べることは

差し控えさせていただきたいと思

います。今の饗應、贈答が賄賂性

を帯びるかどうかというようなことを

ないはずです。何にもないのであるとし

ます。今この饗應、贈答が賄賂性

ではないという御意見ですか。

○政府委員(竹内壽平君) 今申しまし

たとおり、具体的な事情のもとにおい

て純粋に刑法的な立場から御判断、御

見解を聞かしてほしいと思うのです。

○政府委員(竹内壽平君) この席から

意見を申述べることは適當でない

かとも思うのでございますが、ただい

ておつたように思います。

○亀田得治君 大臣の見解をひとつお

聞きしておきたい。ほんとうの意味の

單なる儀礼的なやりとりであれば、そ

れは私は別にどうこう言いません。

○説明員(石川忠夫君) これは、

官吏といたしましては絶対にそういう

ことのないのが建前でございます

ができるのでございますが、当該饗應

ができるかどうかということは、これはもう

社会通念に従つてきわめて具体的な状況

のもとにおいて判断をすべきことでございまして、積極的に解しなければならない

四国放送から贈りものなどなかつたで

しょう。どうですか、次長。去年とい

うか、その前の年……。去年とい

うなんです。これは。もう関係者は非

常に憲慨しているわけなんです。知事

だつて困つてゐるわけなんです。知事

は、選舉を前にしてあんまり強引なこ

とも言えん。相手はニュース関係を

握つておる。知事のところへ預けてあ

るわけですね。そこがねらいどころ

でしよう、言うてみたら。知事だつて

その辞表をばつと生かしてしまやい

んだが、ぐすぐすぐすぐす。だから、

ニユース関係などを独占させると、そ

ういうわがままをするわけなんです。

自分の問題の処理においてそういうわ

がままをやつと前にもう辞表を預けたんだ

から、あれを生かしてひとつ処理して

下さい、こう言うべきなんです。逆な

事にずっと前にもう辞表を預けたんだ

ちょっと早かつたんだからそれでいい

と、まさかそんな妙な規則づくめな解

釈はされないと思うんですが、実際ど

うなんです。これは。もう関係者は非

常に憤慨しているわけなんです。知事

だつて困つてゐるわけなんです。知事

は、選舉を前にしてあんまり強引なこ

とも言えん。相手はニュース関係を

握つておる。知事のところへ預けてあ

るわけですね。そこがねらいどころ

でしよう、言うてみたら。知事だつて

その辞表をばつと生かしてしまやい

んだが、ぐすぐすぐすぐす。だから、

ニユース関係などを独占させると、そ

ういうわがままをするわけなんです。

自分の問題の処理においてそういうわ

がままをやつと前にもう辞表を預けたんだ

から、あれを生かしてひとつ処理して

下さい、こう言うべきなんです。逆な

事にずっと前にもう辞表を預けたんだ



とでは、これはとても世間は納得するものではない。だから、裁判所の説明自体にきわめて私たち不満を感じるわけですが、しかし、裁判所としては、検察庁が主要部分というものを起訴しておらぬのだから、それはまあ手のつけようがないわけでしょう。

そこで、起訴されなかつた部分について、二、三ここでお聞きしたいわけですが、その第一は、前川の自宅建築用の宅地ですね、これが何ら起訴の対象にはされておらないわけです。これは当初告発人がこの問題を持ち出したときに、担当の検察官は、これはもうきわめてはつきりしておるというふうに大いに意気込んで実は語つた部分なんです。それが結論としては全く問題にならぬような処理になつてゐるわけですね。これはどういうふうに検察当局はこの点の理解を最終的にはしているわけですか。私たちいろいろ想像もできるわけですが、一応正式にお答えを願いたいと思う。

夫、武市仁一郎、米沢新三郎という人たちが関係の被疑者になっておりますが、これも詳細に取り調べました結果、前川につきましては領得の意思が認めがたいという結論になりました。犯罪の嫌疑なしという処分になりますし、その他の両名につきましては、一応犯罪としては容疑があるという結論になりましたが、すでに弁償済みでございまして、そういう点を考慮して起訴猶予という処分になつております。それからまた、昭和三十二年八月九日ごろに、新聞社の所有の土地約六坪を横領したという前川静夫に対する容疑の点につきましては、これは告発状の中の第三の事実として掲げられております点でございますけれども、これも、捜査の結果、犯罪の嫌疑なしという結論になつております。宅地関係につきましては、ただいま結論だけを申し上げたのは十分おわかりにくくないと存じますけれども、これはいずれも不起訴になつておる事案でございまして、不起訴内容というのは公開をしないという建前になつておりますので、こまかい点につきましての内容の御説明を申し上げるのは差し控えさせていただきたいと思います。

う点がたくさんあるわけですが、その中でも一番この点を私たち筋が通らない処置だと考えておるからお聞きするわけなんです。前川が自分の私宅をそこに建てておるでしょ。しかもそれが自分名義なんだ、その土地が。それが新聞社の財産だなんということは、あの徳島の人はおよそ考えておりませんよ。どっちなのかということをまず……。どういうふうに法律的判断をされたのか。これだけはっきりしてもらわなきゃね。国会というものは何だそんなことも糾明できないのかと笑われますよ。御承知だと思いますが、この件は不起訴部分が非常にたくさん出たわけですが、徳島の検察審査会では自発的にこれを取り上げた。そんな頗りない検察厅に出しても仕方ないだろうというふうに弁護士には言われたらしい。したがって、まあ関係者からは申請したわけじゃないのですが、どうも住民感情からしてこれは納得いかないということで、徳島の検察審査会が自発的にこれを取り上げているのですよ。聞いているでしよう、そういうことも。

限のある機関が不起訴内容つまり公表せられてない不起訴内容について一般国民にかわって審査をして結論を出すということは、制度としてあり得る。現にある制度でありますし、それは一こう差しつかえないことではございまですが、検察庁の立場といたしましては、御信頼をいただいてその負託にこたえるつもりで鋭意捜査をしたのでございまして、その結論は、先ほど申したとおりでございますが、なぜそういう結論を出したかという証拠の判断の問題や事実の錯綜した関係を逐一申し上げることは、事件を不起訴にいたしました立場といたしまして、公表することをばかつておるというのが検察庁の事件に対する取り扱い方でござります。もちろん一般的にどれもこれも公表しないというのではなくて、本件につきましてはこの委員会でも非常に関心を持ってフォローセられたいきさつもございまして、私は一般的に不起訴事件を申し上げるよりもはるかに詳しい内容にまで立ち入ってお答えを申し上げる、これは当然なことだと考えておりますが、今お尋ねのようには事実のいろいろな問題のこまかい点を御説明していかなければお答えができるないような仕儀になる。この点はこの前の委員会でも特に先生にお願いした次第でございますが、委員会として政府側の政府委員としてその点を詳しく申し上げることは控えさせていたいと思います。

て調べる、過去においてそんなに例はないでしょ。どうです。

○政府委員(竹内壽平君) 正確な数字もまだいま手には持つておりませんが、過去におきましてこれは非常に少ない数字だと思いますが、絶無ではございませんで、審査会の中には、巷間で伝えられるような情報、あるいは新聞記事等から、何か処置が不公正に行なわれているじゃないかというような心配の向きから、進んで職権を取り上げて調査をしたという例も幾つか聞いております。

○鷹田得治君 まあともかく検察審査会で扱った事件の総数から見るならば、これは全く微々たるものなんですね。だから、それほど地元では非常に関心もあるし、また、検察庁の処分に納得がいかないわけなんです。かたがた検察庁の処分がそのようになつたものですから、先ほど刑事局長もお聞きになつたような、今度は本筋の問題がさつき申し上げたようにゆらいできておるわけなんです。

○政府委員(竹内壽平君) 今ちよつと数字がわかりました。

○鷹田得治君 まあそんな数字はどうでもいいんです。こつちの郵政関係の問題がああいうふうになつておるのであります。これはあなたのほうのそんな処分がおかしいからなんですよ、実際

三百十九件に対しても職権申立事件が一千九百二十件に対して三百十九件の取り上げが八十九件、これが一番少

ないようございます。三十六年は千三百九十九件であります。三十一年には

申立事件が一千九百二十件に対して三百十九件であります。かなり数字がそういうふうにし

てあります。取り立てましてよく審査をなすった結果、やはり検察庁の不

あるまでは、やはり自分に暗いところがないでしょ。どうです。

○鷹田得治君 まあ法務省は検察庁の出先じゃないのですから、もう少しざくばらんな立場に立つてもらいま

るまでは、やはり自分に暗いところがあるのですから、相当遠慮しておったわけなんです。私あれもこれもといふ

金の担保に勝手にそんなところへ入れることでないでしょ。この事件

が終了してしまった今日、前川はこの

土地を売るかもしだいという話も出

ます。その点を申し添えておきます。

○鷹田得治君 まあ法務省は検察庁の出先じゃないのですから、もう少しざくばらんな立場に立つてもらいま

るまでは、やはり自分に暗いところがあるのですから、相当遠慮しておった

わけなんです。私あれもこれもといふ

ことはありませんが、それで発

表してあるわけなんです。だから、これ

はもう明らかになっていること

で、この発表文によりますと、B勘定から支出されたおもなる使途として判明したものは、いろいろこう書いてあります。だから、これ

はもう明らかになっていること

で、この発表文からいくならば、

宅地の性格についてある程度疑惑に

いなければならぬわけなんです。そ

うなつてゐるのか、あるいは、それは

名義は前川だけども、その財産その

ものは新聞社のものと見るのは、どつ

ちの見解をとつたのかということ、そ

れくらいのことは明らかにしてもらわ

なければそれはいかぬと思うのです

よ。どつちでもよろしいですよ。

○政府委員(竹内壽平君) それを申し上げることは、ここに私資料をたくさん持っているので幾らでも申し上げら

れますならば、私がお願いしております

趣旨に反することに結果においてなる

わけでございまして、お許しを願いた

いと思います。

○鷹田得治君 まあ、先ほど申しました点で補足し

ますと、検察審査会で職権で取り上げております。事件は、昭和二十九年が一

番多い数字を示しております。申立

事件の千二百六十三件に対しまして職

権事件が四百二十四件、三十一年には

三百九十九件であります。三十一年には

三百十九件に対しても職権

事件が一千九百二十件に対して三百九十九件であります。三十一年には

三百九十九件であります。三十一年には

これは新聞社の財産に入つておらぬはずです。そんな上のほうは個人で下のほうだけが会社のものだなんて、そんなことがありますか。こんな矛盾だけのことを犯罪の嫌疑なしといふようなことで処理されるというのには、はなはだ不満です。だから、私は、こういう法律的にもうしろうとが考えたって納得できないような处分をした徳島の検事正を参考人に呼んでほしいと思つております、委員長に。これはむしろ刑事局長にお聞きするのは無理かもしれないと思います。いかなる理由でこのような矛盾したことを一体やつているのか。ほかにまだいろいろたくさんあるわけですが、時間の都合もありますから、これはどうしますか、竹内さんこれはお答えできませんかね。あなたはあんまりおっしゃらないものだから、私のほうからみんなが感じていて矛盾をそのままここで披瀝しておるわけです。私がそんな疑惑を持つのは、お前のほうがそれは思い過ぎであるとおっしゃるのかどうか。決してこれは思い過ぎじゃないと思う。どうなんですか。

えまして、どうしても納得がいかないということありますならば、検察審査会に申し立てをするなり、現に職権で取り上げておるということでございますが、あるいは、いわゆる民主的な方法で検察庁の内部の仕事のよし悪しを判断していただく、そういうことによって検察の公正を確保していくこうというのが現制度の建前でございますので、場の違うところで議論をしますことが適当であるというのが私の立場でございます。

○鶴田得治君 私が今お聞きしておりますは、それほど個人の内部問題に立ち入った問題ではないと思います。検察庁が発表した文書、それと現われておるこういう法規面の矛盾、そういうことを整理して申し上げておるつもりなんです。だから、こういうことを説明していくかぬというような一体法的な根拠はどこにあるのですか、それを示してもらいたい。

○政府委員(竹内壽平君) これはもう私いろいろな機会にこの議場でも過去において何回も申し上げておりますところ、検察庁の捜査は、強制力を用いてなす場合はもちろんでござりますが、かりに任意捜査でなした場合におきましても、その内容は個人の名譽、信用に関するものが多いのでございまして、これを起訴いたしまして公判で審判をするという場合は格別、刑事政策的な考慮のもとに不起訴にいたしましたものはその捜査によつて得た内容をして、これを起訴いたしまして公判できております。したがつて、その処

理の不当であります場合には、上級検察官に抗告という制度は今ありますか。

○鷗田得治君 上級検察官に抗告といふ制度は今ありますか。

○政府委員(竹内壽平君) ございます。これは監督権に基づきまして、地方検察庁のやつた措置に対しても不服であるならば高等検察庁、さらに最高検察庁に抗告を申し立てる制度が現在ござります。過去にもございましたが、現在もございます。それに加えまして検察審査会制度が加わっておるわけであります。

○亀田得治君 まあその抗告にいたしましても、結局本件は最高検なり高検も全部加わってやっておる結論というわけでありまして、そんなことはもう意味がないのです。そこで、捜査の秘密ということはわかるが、一体検察庁のやられた非常に納得のいかないという問題について国会で論議できないといふようなことは、一体どこから来るのですか。

○政府委員(竹内壽平君) お答えを二つしなければならぬと思いますが、最高検、高檢で協議をしておりますから抗告しても意味がないということでございますが、亀田先生も御承知だと思いますが、検察官は単官庁という建前になつておるわけであります。したがいまして、事実認定についての証拠の収集その他について上司なり同僚なりがアドバイスはできますけれども、その検査がうまくいかなかつたた

めに、手順を誤ったために、あるいは手順で批判をする余地があるというようなことをかれこれ言います場合がございます。その抗告なり検察審査会なりで結論が違つてきているということで、やはり審査の対象にはなっておるわけですがございます。そういう意味におきましては、もちろん裁判機関のように司法機関ではございませんが、司法機関に準ずるものとしての、私どもは現場の個々の検事の良心に従つた検査といふものを信頼していかざるを得ないのであります。もちろん事件は後になつて、監督官庁として批判をするということはござりますが、そういうわけで、相談してやつたことだから、上のほうがきめたことを下の者がそのとおりやつたんだからというふうな意味の一般の行政官庁の仕事の内容とは異なるものがあるということをまず御指摘申し上げなければなりません。

○亀田得治君 ともかくこれは納得できませんから、検事正を呼んで下さりたい。刑事局長がざつぱらんにお答えにならそれでいいですけれども、検察厅は、これは会社の財産であるのかごとく言い、一方では個人の財産としての扱いをやっておるわけなんです。それを聞いておるわけなんですね。こういうことがなされるに至つたまかい内輪の事情まで聞いているわけじゃない。明らかに矛盾したことでも検察厅がやつておつて、都合のいいことだつたらお答えになるに至つてしまふよ。こんなことは簡単なことなんだから、それがお答えできないというのは、法務大臣どうですか、お聞きになつておつてわかるでしよう、私の質問がどういうことを言つていいか。そんなむちやなことを私は聞いていてつもりはない。

のものであるのかと、いうことについて、具体的な事実を示して亀田さんから検察庁の取り扱いが矛盾しておるじゃないかと、こういうことのようにになっておるので、どうも名譽であるとか、あるいはまた人権というようなことを考慮に入れまして、まあ問題が不起訴ではあまり捜査の具体的な内容を公表するということがまあいたしかねるところを考慮に入れまして、こういう席と、こういうことだらうと思います。そこで、先ほど検察審議会にかけたらしいじゃないかといったよな答弁があつたかと思うのであります。そういう道もほかに残されておることでありますし、そういう機関を通じましてこういうことを明らかにされたほうがいいのではなかろうかと、こういうふうに考えます。

はそういうことをおっしゃるぐらいのことは、私も想像はしておった。だけど、こんな程度の問題を……了解できません。検察庁が発表しておるので、それから、その発表文と矛盾しているか否か……。登記だって、これはあなたの方の機関の書類ですよ。初め、この問題について、前川は、自分が外国に行くときの留守中の給料なりそれに若王の金をプラスしてそれで買うようにしたといったようなことを検察庁で言い出した。しかし、これはまあ伝え聞く話です。そうすると、個人のものということになるわけだ。それなら、自分の名前になっているということは、これは一応それで納得がいくわけなんです。それなら、これを根抵当に自分の損害支払いに入れるということも筋を通る。ところが、それを翻したことになりますよ。だから、これは実際は新聞社の金で買ったのだ、名義は前川になつてあるけれども、これは新聞社の財産だと、こう変えてきたわけです。そうすると、検察庁は、はあそう新規社の金で買ったのだ、なぜ自分の損害金支払いのために要する銀行からの借り入れに対して根抵当に入れるのか、こいつは質疑なんですから、こんなことが明らかにできんではだめですよ。これは検事正の召喚をひとつ要求しておきます。したがつて、その上でもう一回これは質疑することになるかと思いまして、あまり時間をとり過ぎてもいかぬと思いますので、一応これだけ

○理事(松野孝一君) 亀田君の今の検事正を呼んでこいという要望については、あとで理事会にかけて処置をきめます。

○亀田得治君 理事会をすぐ開いて召喚を決定してもらえませんかね。

○理事(松野孝一君) まああとでやりましょう、稻葉君も残っているし。

○亀田得治君 それではまたいざれ……。

○理事(松野孝一君) 稲葉君。

○稻葉誠一君 この前外国人登録法、出入国管り令の法的地位に関連をしてお聞きしたわけですが、このときは予算委員会の関係で法務大臣はお出にならなかつたですがおそらくそのときの議事録は読みになつたと、こう思ひます。そこで、あのときの答弁の内容について訂正なりあるいは補足すべき点があれば、法務大臣あるいは入管の局長からひとつ最初に述べていただきたいたいと思います。

○政府委員(小川清四郎君) 前回の本委員会におきました、稻葉議員さんの御質問に対しまして答弁の不十分な点も相当ございましたと思いますので、順序はやや混淆しておるかもしませんが、大体おもな点につきまして二、三の点を補足的に御説明申し上げたいと思います。

まず、第一番に、いわゆるボツダム政令が廃止になりまして、昭和二十七年の四月二十八日付の法律第二百一十六号によりまして一応出入国管理令に法律としての効力を与えた次第でございますが、そのときに、当時、出入国管理の長官をしておられました鈴木一氏が、昭和二十七年の第十三回国会に

おきまして法律第百二十六号法案それから外国人登録法案の審議が行なわれました際に、入管令をそのままに置いておいて外国人登録令だけを法律にしておったその事情、それから當時鈴木長官が、この法律は実績を見て将来改正いたしたいと思う、そしてその時期はあと半年か一年ぐらいだと思うとどう答弁をしておる次第でござります。その点につきまして、稲葉議員から、その後すでに十年もたつておる今日、入管令の法律改正について何ら措置がとられていないと思うが、いかなる理由に基づくか、という趣旨の御質問があつた次第でございます。そこで、いろいろと取り調べましたのでございますが、当時、鈴木長官から、時期はあと半年ないし一年というふうな答弁がございましたのは、当時すでに昭和二十六年の十月から翌年の四月にわたりまして日韓会談の予備交渉が行なわれておりました次第であります。して、おそらく、この法律第百二十六号の二条六項に、終戦前から日本に引き続き在留している者並びにその子供の在留資格につきましては、暫定的に何らの資格なくまた在留期間を定めないで在留できるという規定がございまますので、そういった規定との関連におきまして日韓会談待ちというふうな事情もあつたと想像されるのでございますが、しかしながら、不幸にして当時の日韓会談は予備会談後また引き続ましても、一応この入管令を施行しておきます上におきまして、いろいろな

業務規程その他をまず整備しなければならないというふうな事情がございました。いわゆる業務規程の中には、上陸審査要領とか、あるいは審判規程等々がございますが、その整備に非常に手間取つておったという事情もございました。それから外部的な事情といたしましては、新しい空の交通が非常にひんぱんになってきて、上陸その他に審査につきましていろいろな新しいう題が多々起つてきましたというふうな事情で、検討を慎重にいたしておりましたために今日まで改正のひまがなかつたように考えられます。

それから次には、順序は逆になつたかもしませんが、出入国管理令と外国人登録法の所管の役所の問題につきまして御指摘があつた次第でございまが、これにつきましては、当時、総司令部といたしましては、いろいろな問題をかかえておりまして、特に出入国に関する行政は戦前のよくな内務省警察関係の手で行なわないで、より民主的な新しいあり方を希望されておつた次第でございます。そこで、二十七年の四月二十八日に平和条約が発効をするその後の国際復帰等に備えまして、諸外国の法令も検討したあげく、わが国の実情にふさわしい法令を立案いたしました。昭和二十六年の十月に政令三百十九号でこの出入国管理令を公布した次第でございます。同時に、この新しい出入国管理行政の所管局といたしましては、従来の外務省の外局にございました出入国管理局を法務省の入国管理局に改組しておるのでござりますが、その理由といたしましては、

当時、外務省といたしましても平和条約の発効を契機といったしまして新しく

外交体制の確立に専念するその必要に迫られておった時代でございまして、その場合に、先ほど申し上げましたような新しい立場で出入国管理局行政を行なわせる所管庁いたしましてはやはり法務省が一番適当であるという立場に立ちまして入国管理局を法務省に移したわけでございます。その理由といつたしましては、この業務自体の内容を見ました場合に、まず、外国人の上陸審査、資格審査、違反審査すべて法律的な事務でございます点でございます。第二点いたしましては、この審査の制度に三審制度をとつております。最終的には法務大臣の決裁によつて不服申し立てによる口頭審理を経まして裁決をするという準司法的な性格を持つておるという点が第二点でございます。それから第三点いたしましては、戸籍または住民登録とも言うべき性格を持つております。そうして、法務省自体にも国籍、戸籍、登記関係の業務を民事局で所管しておる関係もございます。それで、やはり登録業務も法務省が主管するのが妥当であるという見解に立つたわけでございます。最後に、外国人の上陸拒否ないしは退去強制の事務というようなものは、やはり外国人の居住権とかあるいは在留権に対する重大な制限でございまして、運用のいかんによりましては基本的人権に関連する問題となるわけでございますので、人権擁護の府である法務省に所管させるのが一番適当である。以上申し述べましたような諸点を考慮いたしまして、法務省の所管にいたしました次第でございます。

的的地位の交渉の際の日常のいつもやります場合には、私どものほうでは入管局長と私がやりますし、韓国側は李天祥であります。が、外務省の関係の代表の方とは常に緊密に連絡をいたしております。

○稻葉誠一君 私はこの問題を扱うのが、外務委員会で扱うのがいいか法務委員会で扱うのがいいのかというのはちょっと疑問でもありますし、これは

しては、国及び国民の利益という観点から、どのようにその出入国及び在留を管理するかという考え方方に立ちまして、現行法令ではまかなえないのではないかどうか、改正をもしするとすればどういうふうにするかといったような点につきまして、入管局におきまして検討を続けておることは事実でございます。まだ具体的にどういうふうに改正をするといったようなものは私

○稻葉誠一君 しかし、最初に小川局長が言ったのは、昭和二十六年にボツダム政令のときに鈴木という入管の長官ですね、その当時はそれをすぐ改正をしようと言ったのは、その当時日韓会談が始まっておって、あの当時としては今にも妥協するような情勢だつた、だから日韓会談待ちという形で改正のお話をしたんだということを言つておるわけですね。小川さんは非常に

の入管手続によりますと、非常にいろいろな条件、資格条項と申しますか、そういうものが厳密な意味で言いますと非常にたくさん要るわけありますかが、在日朝鮮人にはそういうものがいいのでありますから、そういうものがなくとも、平和条約発効の日までにいた者は全部一応長期在留を認めるという意味の改正がなされたのであります、この法律などは非常に暫定的な法律

うして大いにひとつ外貨を落としても  
らおうではないかというようなことを  
一つの方向として検討しております。  
それと同時に、長期に日本に入つてく  
る貿易、投資その他いろいろな商社活  
動をする者、そういった長期に入つて  
くる者につきまして、現在羽田の入国  
審査などの段階におきましては、きわ  
めて短時間に審査を余儀なくされてお  
りますが、その審査の際にはまあ簡易

大臣に聞いたらて聞くのかおかしいか  
わかりませんが、その点があれですか  
らお聞きしておるのでですが、それはい  
ずれにしても——そこで大臣にお尋ね  
したいのですが、出入国管理令をいわ  
ば大幅に改正するというか、そういう  
のところまでは上かつてきておりま  
せん。

うふうなことが世上伝えられている。私は去年の十二月の二十何日かのテレビでそのことを見たのです。二十何日でしたか、あくる日の新聞には出ておらなかつた。朝日新聞にことしになつては、大臣にかわりまして、私どものやつております作業につきまして、ちよと御報告申しあげます。この問題は、ずっと以前から部内でももちろん検討を続けておりましたのでござい

て一月六日にその記事が出ておるので  
すが、今の出入国管理令あるいは外國  
人登録法、これらのものを改正をする  
ということは、具体的に今どの程度に  
進んでおるのかということをひとつお  
ますが、はつきりした改正準備委員会  
というふうなものを入管局で作りまし  
たのは、一昨年の春でござります。それ  
に対しまして調査的なわざかな予算も  
三十六年度以降ついておりますので、

○國務大臣(中垣國男君) お答えいた  
ます。○稲葉誠一君 その今の改正は、大臣、日韓会談と一体関係があるんで  
あります。

現行の出入国管理令は、昭和二十六年に制定されたものでありまして、その後約十年の間に世界の人的交流が急速な発達に伴いまして飛躍的に發展をしておるのでござります。このようないい情勢に対処いたしまして、出入国の手続を簡易合理化するという面が一つと、それから比較的長期間わが国に在留しようとしておる外国人につきま

か。時期的にもちゃんと合っている  
じゃないですか。そのために入管の局  
長なり民事局長というのが韓国へその  
こともあるから行つたんぢやないで  
すか。

○國務大臣(中垣國男君) お答えします。  
先ほどの私の答弁を少し訂正をさしていただきます。日韓問題に全然関係がないと申し上げたのであります  
が、

それは日韓交渉のために入管令を改正するというそういう意味のものではないということでありまして、もちろん在日朝鮮人と申しますか、そういう外

國人に対しまして適用される入管令でありますから、改正したものが平等にそういう在日外国人に適用されることは間違ひございません。そういう意味で申し上げますと、日韓交渉等にも当然影響があることはこれは事実であります。昭和二十七年に法律第百二十六号でこの在日朝鮮人の在留期間というものの問題につきまして――まあ今

初入管の局長が言われたのは、二つのことを言われたわけですが、一つは、簡易合理化、あとのはうは、国及び国民の利益から管理するということを言わされたわけですね。その特こととのま

うの国民の利益から管理するというの  
は、一休具体的にどういうことになる  
んでしようか。

は全然検討中でござりますが、たとえて申し上げますならば、現在の入管令で外国人の入国を認める場合に、十六の資格が規定されてございます。で、

日本に入ってこようとする外国人につきましては、そのうちのどういう資格に該当するかということを当てはめて見まして、その上で入国を許すか許さないかをきめる。その場合に、その入国资格の中に現在観光客という一つの範疇がございますが、その観光客といふものなどについては、入国の要件などをうんと緩和してどんどん入れてそ

い問題がございまして、どういう方法をとるべきか、どうすべきかというような問題の所在の発見、並びにAの方向、Bの方向、Cの方向といろいろあるが、どれが妥当であるかといふよう

の国民の利益が、たとえば観光客がドルを落すとか、日本に對して投資をするとか、貿易をするとかという、まあ日本のいわば——言葉はちょっと雑ですけれども、プラスになるというふうな見方の国民の利益——いうふうなところを今次長は取り上げたと、こう思うわけですよ。しかし、そればかりじゃなくて、その国民の利益——いうことの

○稲葉誠一君 今の次長の言われたのは、国民の利益から管理するというそ  
合調整していくという段階がござい  
ます。

中には、一つの非常に大きな問題として、日韓会談がかりに成立をする。そうすると、日本における永住希望者、これらについては、その数を制限をする、そして国民生活を保護するのである。それが日本の国民の利益なんだ

○稻葉誠一君 一月六日の朝日新聞の朝刊に、「出入国管理令大幅に改正、法務省で検討」という記事が出ておつたのは、これは御案内のとおりだと、こう思うのですね。日本の新聞で出た

ります。また、そういった者が就職しようとする場合に、その雇い主のほうで無条件で雇ってしまう。現在密入国者でも簡単に雇つてしまふような状況にござります。そういう意味から申しますと、最初の在留資格をきめてそ

国人にとって非常に不便な面がござります。また、いろいろな居住地の変更などを市町村役場に届けます。その届けたものが、やはり在留管理上必要なので、入管の事務所に参るわけでございますが、その間に非常な時間がかかります。

括配付するということのほうが先ほど申し述べましたような意味からも望ましいというので、第二回目の登録のときから法務省が印刷いたしまして、一連番号をつけて全国に配付する、ということになつております。

と。それから日本に永住する永住希望者というふうなものについては、日本と特別な関係がある国、特に親交状態のある国を優先的に取り扱うとか、こういうふうな形で国民の利益を守ろうといふか、あるいはチェックしようとするか。こういうようなことが考えられているのじゃないですか。ですから、この国民の利益から管理するという意味の中には、日本に対する永住希望者についてはその数を制限するのだ、こういうことが一つの大きな問題として考えられているのじゃないですか。

のは、朝日新聞だけだと思うのです。が、それを見ると、「手続を簡単に」という大きな見出しがあとに「不良外人の取り締まり強化」「こういうような」とが書いてあるのです。このあとのはうの不良外人の取り締まり強化ということ、これは今度の出入国管理令の改正と関係があるのでしようか。

○福葉誠一君 この前私が質問したところで、きょう富田次長が答えることになつてゐたのを途中で別の質問に入つたのですが、各市町村役場に登録されたふざわしい活動をする外国人だけの入国を認め、そのふざわしい在留活動をさせるという面でいろいろまだ足らない点がございます。そういう点もいろいろ学校を転校する場合には学校のほうから何らかのそういうつたいろいろな面で現在は抜けているところをなんとか手当しなければならぬのではなかろうか、そういう面で検討しているわけであります。

る。やはり、在留する外国人の便宜のためにも、また、事務の簡素化合理化のためにも、何とかその間の両者の関係をもう少し調整していく必要があるか、そういうことを検討いたしておりますが、何せ市町村の仕事を入管の事務所に吸収するなどということは、組織の問題の上からいきまして、予算、人員の上からいきましても、非常な困難な問題がござりますし、なかなか容易に結論は出せる性質のものではないと考えております。ただ、両者の関係をいかに調整すれば合理的に参るかということを検討しておる段階でござ

○福葉誠一君 そうすると、結局、要するに、外國人管理の便宜上といふか、効果をあらしめるためには、市町村ごとよりも、全国一通番号にして、全体の情勢を法務省当局が握っておったほうが、管理の上にいいと、こういうふうに結論としては承つてよろしいわけですか。

○ 説明員(富田正典君) 確かにただいま御指摘のとおり、そういう問題についても検討しております。ただ、その考え方方に立つたある考え方といいたしまして、たとえば一定の要件を備える者について永住的な移住を認めるかどうか。その認め方についても、かつて現在の日本人である者の子供とかその配偶者という者については、これはもう割当問題なしに優先的に入れていくが、そうでないたとえば離散家族であるとかそういうたな者については割当移住というような考え方で認めていくべきか、またはそういうような方法をとらないで無制限に入れれるような建前をとるべきかどうか。そういうものもろいいずれの方向に持つていかなければならぬという結論は、まだ出ておらぬ

そういう者のリストを作つてその入国をチェックするなど、いろいろ考慮をして入ってきた者がキヤバーレなどでストリップをやるというような資格外活動をする場合には、それを規制するような方法もございます。ただ、現在の規制の仕方も、非常に網の目が大きいと申しますか、在留期間を更新する段階において、あの外国人はたとえは学生として入ってきているけれども、まじめに学校に行つてゐるのだからとか、いやパチンコ屋の店員をしているのだ、そういう者は学生としての在留を認めるわけにいかないのでないか、というようなチェックの方法も講じてございますが、たとえば学校をやめてパチンコ屋に行つた段階ですぐ発見されるということもまた非常に困難でござ

の番号があつたのが、全国一律の登録番号にしたわけですね。それを今までの改正では、さらに市町村で取り扱っている外国人登録を出入国管理事務所が行なうようにするのだ、そうしてこれを一本化して、いわば中央集権にするというか、こういうようなことが改正案として考えられているようなんですが、この点はどういうふうなんですか。

○説明員(富田正典君) まだそこまでは考えておりません。ただ、現在の外国人登録制度と在留管理制度との間に非常にぴったりいかない面と申しますが、たとえば、外国人が在留期間の更新の許可を入管当局から受けますと、その足で今度は市町村の役場に行つて、期間更新になつたということを届けなければならないというような、外

○稻葉誠一君 前にちょっと質問した、各市町村役場ごとの番号だったのを全国一連番号にしたと思うのです。が、これはいつごろどんなことからこういうふうにしたのでしょうか。

○説明員(富田正典君) 最初第一回目の登録が行なわれましたときは、各市町村で用紙、寸法ばらばらに登録証明書を印刷いたしまして、それで第一回の登録を実施したわけでござります。その結果、いかにも不体裁でもございまして、同じ番号が全国にたくさんのございますわけで、二重登録であるとか、虚偽の登録であるとか、いろいろ事務上非常にまずい面が出て参りましたことと、やはり一つの国家行政でございます関係上、市町村に印刷させることよりも、国が印刷して

ということならば、市町村役場に事務を委託するのではなくて、入管が全部を取り扱たほうが、筋として一元化するし、今法務当局の考えておるいわゆる外国人管理の目的からいえば、そのほうが目的を達するのじゃないですか。

○説明員(富田正典君) この入管行政が民主的な形で発足いたしましたのは、終戦後、昭和二十五年、実際は二十六年からでございますが、その当時から、仕事の量につきましては、出入国者の数、在留資格業務の数が約十倍にふえております。それにもかかわらず、人員、予算の面ではきわめて微々たるものしかしておらない。非常に苦しい事情でございます。したがいまして、本来ならやはり国家行政でござります関係上、十分な委託費も出さない

で市町村にお願いするということとはまさに心苦しい結果で、そうあるべきなのが理想かもわかりませんが、現在の情勢においては、まず現在やっておる仕事を充実整備していかなければならぬという面が非常に大きな課題になつておりますので、現在のところはそこまで検討する余裕がございません。

○稻葉誠一君 大臣にもう一つだけ国籍に関連することだけお伺いして、どうぞ大臣はお休みになつてけつこうですが、一体、日本にいる約六十四万の外国人、そのうち九割が、これは朝鮮人というのか韓国人というのか、どうもはつきりしないわけですが、一体、朝鮮人と韓国人というのはどうやって区別するのですか。

○國務大臣(中垣國男君) お答え致します。

現在の日本政府の取り扱いいたしましては、南も北もない、全部在日朝鮮人ということで処遇をしておるわけであります。ただ、婚姻届の際であるとかなんとかいうときに届を出す在日朝鮮人が、国籍のところに韓国といつて記入をしてくる場合は、そのまま認めておる。別に韓国と記入しなくて大だ朝鲜と書いたものを受け付けておる。これが現実行なわれておる在日朝鮮人に対する処遇であります。

そこで、今、韓国人と在日朝鮮人をどういうふうに分けるかというお尋ねがあつたと思うのであります。これには日韓協定が成立いたしましたときに、韓国人という言葉がきっとどこかに出てくると思うのです。その際にはやはり韓国人という処遇が新しくそこにできると思うのでありますが、それ

では韓国人と韓国人でない在日朝鮮人と間に遭遇に差別をつけることがありますと、そういうことは絶対にできないと思うのです。ですから、私は、率直に申し上げますと、日本政府としては、在日朝鮮人と韓国人と言おうが言まいが、そういうことで差別をしてはならないといふ考えに立ちまして、そういう立場から入管局長や民事局長が交渉に当たっておられると思うのです。これはこの前の委員会のときに稲葉さんに私書その他もので韓国人ということができる場合があり得ると思うのですが、そういう国と国とが大使を交換し合つて独立を承認し合うといったようなときになつて、なお、いや韓国人は日本政府は認めるわけにはいかないとかいうことはやはり言えないだろうと思うのです。そういうときには、当然韓国人といふものを認めざるを得ないだろう。しかし、そういうことがあつても、なお在日朝鮮人には違ひないわけがありますから、韓国人とならない在日朝鮮人に対する待遇も同じでなくちゃならない、これが私の考え方であります。でありますから、朝鮮人と言つた場合と韓国人とあつた場合に、国籍の仕分けはどうかと言われますと、事実上仕分けができるのじやないかろうか。第一、在日朝鮮人の中で、それが北鮮人なのか韓国人なのか、あるいはその両方を名乗らない在日朝鮮人もあり得ると思うのです。自分は北

鮮でもない、韓國でもない、私は統一朝鮮人だと、こう言う人もきっとあります。建前としましては、國際法上国籍を選ぶ権利は当然最大の人権の一つとしてあるわけですが、在日朝鮮人の場

て、入管令による国籍というのは、届出を出す人が朝鮮と書かれたら、今までそのままきておるわけです。今後の取り扱いも、やはり韓国と書いても朝鮮と書いても同じように扱つていかなければならぬのじやないか。その差別はできないんじやないか、その處遇につきまして。私は、そういうふうにただいまのところ考えております。

○稻葉誠一君　日韓交渉は、日本と韓国との間の交渉だけです。条約がかりにできると、それは三十八度線以北の朝鮮人には効力がないわけですね。これははつきりしている。そうすると、日本にいるいわゆる在日朝鮮人、それは、いざれにいたしましても、日韓会談が成立するかどうかは別として、同時に韓国人であるかいわゆる北朝鮮人であるかを自分自身で区別するとか、あるいは日本の政府が区別するとか——日本の政府は外国人の国籍を区別するわけにいかぬでしようから、自分自身で区別することになると思うのですが、その辺一体どういうことになりますか。

○國務大臣(中垣國男君)　その問題を含めて先ほど実はむずかしいと申し上げたのですが、たとえば、三十八度から南にいる者を韓国人だといって韓国政府が決定することは私はできないと思うのです。日本政府が朝鮮人をつかまえて、あんたは北鮮政府、あんたは韓国政府などいうふうに認定することはできない。と同時に、韓国政府も在日朝鮮人に対してはできないと思うのです。そういう点から考へて、本人みずから韓国だといって登録をされる場合も認めざるを得ないだらう。また、本

人が南に住んでおろうが北に住んでおろうが、朝鮮ということで登録をされる方は、これも認めざるを得ないだらう。こういうことが、将来の問題でなくて、今日においては私はそう考えるほかない、こういうふうに実は思つております。

○稲葉謙一君 三十五年の十二月二十日

白田彦太郎君、この人が、きょうはおられませんが後藤さんの質問に対し、こう答えているわけです。「在日朝鮮人につきましては、登録関係がございまして、韓国という表示をする者と、朝鮮と表示する者と、こうあるわけでございます。韓国という形において登録されている人たちは、一応大韓民国といいます。」こう答えていますね。そうすると、外国人登録の国籍欄に韓国と書いてあれば、「一応大韓国民といふことをしているんじゃないですか。」「一応」という意味もはつきりしませんが、そういうわけですね。それはどういうのですか、意味がはつきりしないのですが。

○政府委員(小川満四郎君) 大臣のお答えすべきところを、私からお答えさせていただきたいと思うのであります。が、外国人登録法上、つまり日本の外国人登録制度といたしましては、御承知のように、幾つかの記載事項の中の最初に国籍欄がございまして、一般的な外国人から申せば、無国籍でない限りはすぐに国籍欄に記入ができるのでござりますけれども、先ほど来申し上げましたように、戦前から引き継ぎおりまして平和条約の結果日本国籍を失つ

た者並びにその子供につきましては、特別の状況にあるわけでございます。法律第二百二十六号に該当する者は、国籍がまだ未分明と申しますか、そういう状況にあるのでござります。最初は、登録法上の扱いといったしまして、一律に朝鮮と書いておりまして、それがその後の経緯によりまして、この事情につきましては何度もお答え申し上げましたような事情がございまして、特別に韓国籍を名乗りたいという者につきましては、韓国と書かせるという事情がずっと引き続き残っておりますので、その点を稲葉先生が御指摘になつたものと私は存するのでござりますが、この問題はやがて日韓交渉の問題として問題になる点でございまして、ただいまのところ日韓協定がかり方に成立しました暁におきまして在日朝鮮人に日韓協定の、具体的に申し上げますと協定成立後を予想をしてどういうふうな問題につきましては、まだ双方で協議中でございますので、ただいま協定成立後を予想をしてどういうふうな状況になるかということにつきまして、はつきりとお答えのできな状況にござりますので、御了承いただきたいというふうに存じます。

鮮人だという形にならざるを得ないのではありませんか。論理的に。どうなつてゐるのですか。

○政府委員(小川清四郎君)　国籍欄に韓国と書いてございましても、朝鮮と書いてございましても、登録法上の扱いには差別をつけない、という方針でずっと来ておりまして、当時の白田次長のお答えもその線に沿つたものと、こう存ずる次第でございます。

○福葉誠一君　韓国と書かれようが朝鮮と書かれようが特別の意味がないと、いうなら、それを変更することも特別な意味がないわけですから、自由に認めたらしいんじやないですか。これはどういうわけで認めないのでですか。

○政府委員(小川清四郎君)　その点につきましても、従来入管側からいろいろ御説明を申し上げておると存じますのですが、韓國という字を使う場合には、まあ種々の事情もございましたけれども、きわめてまれな場合に認めるという状況で、その方針で続けてきておりますのですが、やはり国内におきまするいろいろな摩擦とか紛議とかいろいろのがこないつた国籍欄の記載の仕方にによりましていろいろ起つてくるといふことにつきましては、日本政府といいたしましても十分にこの問題に巻き込まれると申しますか、そういうことはできるだけ避けたいというので、現在におきましてはなるべく特別の場合を除きまして、国籍欄の記載の変更はなるべく避けさせたいという方針でずっと来ております。

○福葉誠一君　特別な理由がない限りは変更させない、これは二十六年の二月からでしよう。そうですね。特別な理由がかりにあって変更した場合に

は、これを一々本省に上げるといふことにいたしております。これは富田さんが岩間さんの質問に対し去年の十一月一日に答えておられますね。「指令によって書きかえを認めたのです。が、そのため起ころる摩擦がひどいために、二十六年の二月から特別の事由がない限り朝鮮から韓国、韓国から朝鮮、これについても認めないよう、特別な事由がない限り。そうして受理した場合には本省に上げるということにいたしております。」こういうように富田次長が答弁しているわけです。この国籍欄の記載が大臣の言うように何ら意味がないのであるというふうに富田次長が答弁しているわけですね。この国籍欄の記載が大臣の言うように何ら意味がないのであると、どうやらそれを使えることも自由であることまでしなければならないという理由は一體あるのでしょうか。大臣、どうでしようか。実際どうやつているのですか、その取り扱いは。

それを変えたところで、それを法務大臣に報告をさせろというのですか、報告することになっているのですか。これは次長が詳しいから、次長に聞いてもいいのですが、そんなことまでする必要はないんじゃないですか。これは大臣、「本省に上げるということにいたしております。」という意味はどうなんですか。

○説明員(富田正典君)　ただいまの点につきまして、前回答弁いたしたところとその後調べたところと少し相違しておりますので、補足して申し上げたいと思います。必ずしも全部局に上げさせておるのでないであります。

御承知のように、一番最初は朝鮮といふことで一緒に登録されておりました。それがその後韓国政府の要望もありまして、それを受けて総司令部のほうから、韓国のはうの要望もあるから韓国という記載をしてやつたらどうかというセゼスチヨンがございました。こちらとしてはそういう取り扱いにいたしまして、別に国籍としての意味を持たせるものではないけれども、たゞ呼び方の問題としてそう希望するならばということでスタートしたわけでございます。ところが、それが一、二年その後の運用状況を見ますと、その間もちらんまあ朝鮮動乱もあった関係でございましょうが、かなりその問題をめぐって在日朝鮮人の間でトラブルがあつた。したがつて、同一家族内で朝鮮と韓国という登録上の記載が違つておるとか、あるいは婚姻して一緒になつたといふような特別な事情がない限りは、ひとつこれをやめてもらおうじゃないかという取り扱いにしたのをございますが、やはり最初に朝鮮一

本でございました関係上、そういう関係から韓国へのほうへ移っていくのを希望する者が、韓国の方にそろえたいという希望が多い関係上、なるべくもう変更を認めるなという指示をしたに

かわらず、惰性で韓国の方が少しづつその後もふえてくるということは事実でございます。それで、最初朝鮮人だつた者が一たん韓国になつた、また、朝鮮に戻つてまた韓国に戻つて、また朝鮮に戻るという、行つたり来たりされることは、市町村の窓口の事務が非常に煩瑣にもなりますし、またいろいろそれが在日朝鮮人間の紛争にも利用されるということがあつては

また、朝鮮に戻つてまた韓国に戻つて、また朝鮮に戻るという、行つたり来たりされることは、市町村の窓口の事務が非常に煩瑣にもなりますし、またいろいろそれが在日朝鮮人間の紛争にも利用されるということがあつては

○稲葉誠一君

國籍欄の記載、それを一体変えたとい

うことで法務省でその統計をとる必要がどこにあるのですか。何の目的でそ

ういうふうな統計をとつていく必要があるのですか。

○説明員(富田正典君)

特種それによつていろいろ在留上の処遇を異にす

るとかなんとかいうことはございませんが、やはりそうした傾向があればこれをつかんでおくといふことも意

味のないことはないと思います。市町村の窓口においてそういうことの事務量を把握するというよくなことなども、そういう事情でそういう申請が

も、そういう問題もございませんが、古い資料を出すことにいたします。

○説明員(富田正典君)

古いほうの資料も何もないのですから、古い資料も何もな

い、それでいいのです。

○説明員(富田正典君)

古いと申しますが、この規定をそのまま持つてきましたことにつ

いては、われわれとしてもいさかかどかと考へてゐる次第でござりますね。この「証する文書」に韓国の

第一項、(居住地以外の記載事項の変

遷)に「その変更を生じたことを

記載」というのを記載してお

ります。

○稲葉誠一君

それを出していた

だいたところで別にたいした弊害もな

ですか。

○説明員(富田正典君)

ただいま

次長からるる御説明をいたしましたとおりでございますが、資料につきましては、手元にあります資料がおそらくや古い資料になるかもしませんが、これは登録の一斉切りかえ等に

おいて一時とめるというような技術的

な問題もござりますが、なるべく、新

しい資料を出すことにいたします。

○説明員(富田正典君)

本来この九条

の規定をそのまま持つてきましたことにつ

いては、われわれとしてもいさかかど

かと思ひます。

○稲葉誠一君

韓国から朝鮮へその国

籍欄を変えるときには、こういう駐日

代表部がないから、いわゆる公文書を添付することができないんじゃないですか。

○説明員(富田正典君)

お説のとお

り、添付することができないわけでござります。

○説明員(富田正典君)

そういうもの

です。

○稲葉誠一君

理事会に諮るとかなん

どで発表を中止しております。しか

れはあとでまた必要なときに出してもらうとかなんとかいう方法は、理事会に諮るとかそういう形でやつていただきたいと思いますから、それは撤回します。

そこで、今明らかになつてきたのであるが、朝鮮から韓国へ国籍欄を移すとともに、法務省としては国籍欄の記載が韓国であるか朝鮮であるかということが別に入管としても、その後の何の意味もないのだし、たいした影響がないというのなら、出していただくなれば、これは急にひとつ出していただいた、こういうふうに考えます。

何の意味もないのだし、たいした影響がないというのなら、出していただかなれば、これは急にひとつ出していただきたいため、それ以後は発表していないけれども、若干は増加していることは、発表は一九五五年一月までの統計はとつておるわけですか。

○説明員(富田正典君)

とつております。

○稲葉誠一君

國籍欄の記載は、それでいよいよ

ういうふうな統計をとつしていく必要があるのですか。

○説明員(富田正典君)

がどこにあるのですか。何の目的でそ

ういうふうな統計をとつしていく必要があるのですか。

○説明員(富田正典君)

特別それによつていろいろ在留上の処遇を異にす

るとかなんとかいうことはございませんが、やはりそうした傾向があればこれをつかんでおくといふことも意

味のないことはないと思います。市町村の窓口においてそういうことの事務量を把握するというよくなことなども、そういうふうに考えます。その点どう

いから、ぜひ提出していただきたい、こういうふうに考えます。その点どうですか。

○説明員(富田正典君)

ついでに、その窓口における

統計がそういうことになるのですか。どういう統計がそういうことになるのですか。

○説明員(富田正典君)

一九五五年でござりますから昭和三十年でござります。

○説明員(富田正典君)

三十年までは、法務省として

もこういう発表をしておりましたし、その発表の数字を見ますと、現実に

七、八千くらいは毎年ふえてお

ります。その後は、今申し上げたよう

な事情で、それが利用されるということ

で発表を中止しております。しか

とかいうことはそれまでの必要はない

と思っておりますから、それは撤回します。それが、そのかわり本局に上げさせて、その逆の韓国から朝鮮に移ります場合には、そういう証明書を取ります

がわかれれば、たとえば家族の中でも一人だけ今度お嫁に来たのが韓国である、大韓民国国民登録証といふ證明書をつけて、こういうふうに考えます。

ようやく文書をつけて、これは韓国の駐

日代表部の発行しているもの、これをつけて、そうして朝鮮という国籍欄がけですか。大韓民国国民登録証といふ證明書をつけて、これが韓国へ切りかえるのをやっているわけですか。

○説明員(富田正典君)

そういう書類をつけさして、そのう

を証する文書を提出して、「こうあり

ますね。この「証する文書」に韓国の

第一項、(居住地以外の記載事項の変

遷)に「その変更を生じたことを

記載」というのを記載してお

ります。

○説明員(富田正典君)

を記してお

ります。

○説明員(富田正典君)

古いほうの資料も何もないのですから、古い資料も何もな

い、それでいいのです。

○説明員(富田正典君)

古いと申しますが、この規定をそのまま持つてきましたことにつ

いては、われわれとしてもいさかかどかと考へてゐる次第でござりますね。この「証する文書」に韓国の

第一項、(居住地以外の記載事項の変

遷)に「その変更を生じたことを

記載」というのを該当するわけ

でした。

○説明員(富田正典君)

に承知しております。

○稲葉誠一君

一方は市町村の窓口で

その変更を認める、一方は市町村の窓

口では変更を認めないで本局へ引き上

げさせし内容をしさいに検討してから

認めることになります。

○説明員(富田正典君)

したが、それで認めているという工合

に承知しております。

○稲葉誠一君

一方は市町村の窓

口で混亂をなくすという意味で添付

しているわけでございます。

それが、そのかわり本局に上げさせて、

その逆の韓国から朝鮮に移ります場

合には、そういう証明書を取りませ

んが、そのかわり本局に上げさせて、

その事情がもつともあるということ

がわかれれば、たとえば家族の中でも一人

だけ今度お嫁に来たのが韓国である、

韓国といふ記載の登録証明書を持つて

ただいた、こういうふうに考えます。

ですが、朝鮮から韓国へ国籍欄を移すと

いふことは、發表は一九五五年一月

まで、それ以後は発表していないけれども、いよいよそれどころかその逆の韓国から朝鮮に移ります場合には、そういう証明書を取ります

ことになります。

その結果、今度お嫁に来たのが韓国である、韓国といふ記載の登録証明書を持つてただいた、こういうふうに考えます。

それが、そのかわり本局に上げさせて、

その逆の韓国から朝鮮に移ります場

合には、そういう証明書を取ります

ことになります。

それが、そのかわり本局に上げさせて、

その逆の韓国から朝鮮に移ります場

合には、そういう証明書を取ります

ことになります。

それが、そのかわり本局に上げさせて、

その逆の韓国から朝鮮に移ります場

合には、そういう証明書を取ります

せんが、先ほど来の稻葉さんの御質問については民事局長はどうですか。このことについて若干私補足したいと思ふんですが、日本が平和条約を締結いたしまして以来の在日朝鮮人というものの国籍記載欄は、全員これは朝鮮だったわけです。その後昭和二十五年に連合国最高司令部から韓国と記載するようにせよという覚書が発せられた。それで、日本政府としましては、本人が希望する場合には国籍欄に韓国と記載するようにしたわけなんです。そういうことでありますから、今日までの韓国人と朝鮮人というものに対しましての何らの意味もなかつたわけなんです。全く同じだつたんです。朝鮮と記載しようが、韓国と記載しようが、何らの内容的な差別は受けなかつた。ただ本人が希望するのであるならばといふことで韓国という書類をつけておつたと、まあこういうことであります。

それから日韓会談の当初にどういう

ことが言われたか私もよく存じません

けれども、在日朝鮮人を全部大韓民国

国民といふように要求をしたかどうか

それはよく存じませんけれども、そ

ういうことは私は成り立たないの

じやないかと、こういふうに思つて

おります。

○稻葉誠一君 それじゃ、民事局長は

この点は御存じですか。最初日本政府

が韓国側に、日本國と大韓民国との間

の友好条約というのを示した。その第

四条で「日本國及び大韓民國は、一九

四五年九月二日以前のいづれかのとき

より日本國に引き続いて居住する朝鮮

人を含むすべての朝鮮人が大韓民國國

民であつて日本國民でないことを確認

する」というふうな態度を日本とし

て提案をしたと、こういふうなこと

○政府委員(平賀健太君) 従来の日本側

の御質問でございますが、墓参その他

いわゆる単純な目的で再入國の許可を

申請してきました場合に、その都度在

京の韓國代表部の証明を持っていかな

ければならないかどうかという御質問

だと思うのでございますが、われわれ

墓参で戻つてくるような場合には、今

のような手続でござります。それとも

單純出国の場合を……。

○説明員(富田正典君) 再入國の許可

につきましては、必ずしもつまびら

かにしておりませんのでございます。

○説明員(富田正典君) 再入國の許可

を与えます場合には、旅券を持つてこ

いということになつております。た

だ、韓國政府がどういう者に旅券を出

すかということについては、日本政府

は関知しておらないということでござ

ります。

○稻葉誠一君 そうじやなくて、再入

國の場合でなくして、こっちから出る場

合です。日本にいる朝鮮人か韓國人

かもはつきりしない在日朝鮮人、これ

が韓國へ暮參いろいろな關係があ

るのですが、韓國へいろんな条件で明

らかにしたいと、こう思ふんですが、父

親が死んでしまつた、お墓参りしたい

とか、葬式したいとか、こういふう

なことで韓國へ一時帰国するためには、これは国籍欄の記載を韓國として

おかないと、この韓國の駐日代

表部ですか、この旅券というか、ビ

ザというか、それがおりないので、ど

うしてもそういう關係から、韓國へ一

時帰国するような場合には、いわゆる

國籍欄を切りかえないというと韓國へ

帰れないんじゃないですか。

○政府委員(小川清四郎君) ただいま

の御質問でございますが、墓参その他

いわゆる単純な目的で再入國の許可を

申請してきました場合に、その都度在

京の韓國代表部の証明を持っていかな

ればならないかどうかという御質問

だと思うのでございますが、われわれ

墓参で戻つてくれば入國は許される。

○説明員(富田正典君) 入管令の規定

によりますと、「(出国の手続)」は、「本

邦外の地域におもむく意図をもって出

国しようとする外国人は、その者が出

国する出入国港において、入国審査官

から旅券に出国の証印を受けなければ

ならない。」「前項の外国人は、旅券に

出國の証印を受けなければ出國しては

ならない。」これが単純出國の場合の

規定でございます。したがつて出國す

るという者が旅券を持って港に出て参

れば、そこで出國の証印を押してやる

といふことになるわけでござります。

○稻葉誠一君 いや、あらゆる場合が

あるでしょう。

○説明員(富田正典君) 日本として外

国人の帰國する自由をとめる規定はございませんので、その外国人が自分の

旅券を出すわけではありません。

○稻葉誠一君 出國の場合には、韓國政府の旅券を出

す場合とそれから旅券にかわる簡単な

旅券といふようなものを出す場合

と二通りあるようになります。

○稻葉誠一君 整理して聞きたいので

と行つてしまふ場合もあるし、旅行な

ども、どういう工合に処理しておるかと

も、どういう工合に処理しておるかと

いうことは、向うの政府のやつている

ことで、わがほうは関知しない。単純

旅券を出さないのじゃないか

と思いますが、その点につきまして

も、どういう工合に処理しておるかと

いうことは、向うの政府のやつている

ことです、韓國ミッショングでござ

ります。

○説明員(富田正典君) 韓国人の場合

には、韓國ミッショングでござります。

○稻葉誠一君 そうすると、韓國の駐

日代表部で出すわけでしょう。韓國の

駐日代表部は、その場合、外国人登録

の国籍欄が韓國になつていなという

こと、旅券を出さないのじゃないです

か。そういう行き方になつて、いるか

か。だから韓國へ帰りたい人はいたし

方がなくて国籍の記載欄を韓國にして

いるのが多いのじゃないですか。そう

いふ実例じゃないですか。そういう実例は把握しておられませんか。

○説明員(富田正典君) さつき申し上

げたとおりで、韓國政府が外国人登録

証明書の記載がどうである場合にどう

いう旅券を出すかということは、日本

政府としては関知しておらないことで

ござります。

○稻葉誠一君 韓國の駐日代表部とい

うのは、これはどういう性格を持つて

おるものなんですか。まだ国交が回復

していないで、これは何なんですか。

か。どういうものなんですか。

○政府委員(小川清四郎君) ただいま

の御質問でございますが、あるい

いは日本にいる朝鮮人が日本の入

国するの危篤等で帰ります場合には、再入

國の許可を入管當局からもらつて帰

る。それさえ持つておれば、一定の期

間に帰つてくれば入國は許され

る。

第三部 法務委員会議録第三号

あやまちがなければ、こういうふうに解されるのではないかと存じます。御満足のいく答弁かどうかわかりませんが、現在の在日韓国代表部、それから地方にござります昔の領事館に相当する三つの出先機関がござりますが、これはいずれも占領終結後の事実上の関係に基づいて、おそらく司令部のほうの承認に基づいて事实上引き続いおる代表部であつて、法律的には、法規的には正式な大使館というふうななりが取りかわされません以上は、法律的には一方的な大公使館というふうなものにはならないと思います。

○稻葉誠一君 それはここで論議するはどうかと思うのですが、しかし、日本では韓國に駐韓代表部といふ、これはないわけであります。ないであります。ないのに一方的に相手方の韓國のいわゆる駐日代表部というのが日本にあるのは一体どういうわけなんですか。

○政府委員(小川清四郎君) なかなか難問題でござりますが、その点につきましては、私が先日傍聴いたしております予算委員会の席上で、はなはだ相互主義にもとるということで強く交渉をしてソウルに日本側の代表部も早急に設けるようになれば、といふうなことが行われておりますが、これは確かに片手落ちでございまして、旧連合軍の一國として韓國の代表部が存在しておるという事実は、当時の状況といたしましては遺憾ながらむを得なかつたことでございますので、これに対応する日本側の代表部も設けらるべきであるというふうに考えております。

○稻葉誠一君 今のは誤解されると困ります。これが置けと言つてゐるのぢゃない。そんなことは反対なんだから、そういう主張じゃないから、誤解されると困るが、それは自民党的井出一太郎さんの御質問でしょう。そういうことじゃないから、誤解されないように願います。最後に、民事局長にお尋ねいたしまして、昭和三十四年十二月二十八日付法務省民事局民事申第二九八七号(六四二号)、こういう通達を出していますね。「朝鮮人の身分に関する取扱いについて」という通達でござりますが、これは一休どういう意味ですか。

○政府委員(平賀健太君) 仰せのようになります。三十五年の一月一日から韓国民法が施行になりました関係で、在日朝鮮人の身分について國際私法の規定でござります法例の規定を適用する場合に、本国法が問題になつた場合には、在日朝鮮人についての本国といふものは今後韓国民法によって処理していくように、という趣旨なんです。

○稻葉誠一君 在日朝鮮人は、これは韓国人の人も北朝鮮の人もいる。だから、大臣の説明によれば、どうも在日韓国人といふので韓國でもない北朝鮮でもないというようなことを言われております。日本側の取扱いは、たゞ韓国民法が施行されることによって、その身分法に該当する部分は、同法の施行後は、従前の取扱いにおける慣習に代わるべきものとして、すべて

○稻葉誠一君 ちよつとよくわからぬのですがね。そうすると、私の聞いたところの法律が適用されることになります。それで韓国民法が適用されると、こういうことであります。こうなつてくると、自分の国の主権の及ばないところの法律が適用されることになります。これが韓国民法でありますかね。

○政府委員(平賀健太君) 先ほど大臣も仰せられましたように、韓国人であるとか朝鮮人であるとか申しますが、何が韓国人で何が朝鮮人であるという区別をするはじめは實際問題としてないわけであります。しかしながら、在日本朝鮮人がお互い同士で結婚する、あるいは日本人と結婚するというのと、法例の規定によりますと、婚姻の成立要件は各当事者の本国法によるというふうなことで、本国法といふものが問題になるわけでありまして、その本国法をきめなければならない。その本国法は在日朝鮮人について何かといふ場合に、韓国民法によって処理するようになります。これは、どういう趣旨なんであります。

○稻葉誠一君 それでは、朝鮮人とか韓国人とかとにかくわからない、これは一応大臣なり民事局長の御説明はわかつた。僕は了解したというのぢゃない。こういう説明だと。それならば、なぜすべての朝鮮人について大韓民国の民法を適用するといふその理由は一体どこのにあるのですか。

○政府委員(平賀健太君) 理由は、朝鮮人なり韓国人といふ区別ができるからであります。日本の立場から考へますと、これは朝鮮人という身分、その区別ができないところの法律を適用するといふことです。これが韓国民法といふ法律の専門家であられます先生の御意

の朝鮮人につき、同法中の親族編に則つて実務の処理をするのが相当であると考える。」、「こういう通達でござりますね。そうすると、この通達によると、韓国人でない朝鮮人、自分は朝鮮人だと言つてゐる人に対しても、國際私法の適用では韓国民法が適用されると、こういうことでしょう。こうなつてくると、自分の国の主権の及ばないところの法律が適用されることになります。これが韓国民法でありますかね。

○稻葉誠一君 ちょっとよくわからぬのですがね。そうすると、私の聞いたところの法律が適用することになります。それで韓国民法を適用するのかといふ、その根拠を聞いていますわけですよ。

○政府委員(平賀健太君) 法例の適用が実際に問題になりますのは在日朝鮮人についてであります。この回答でも、日本に居住する朝鮮人といふことをはつきりいたしておりませんけれども、越旨はもちろん日本に居住する朝鮮人なのであります。実際現地に住んでいる住民につきましては、これはむしろ別に考えるべきだうと思ふのであります。それは、日本の裁判所、あるいは、婚姻届、養子縁組届なんかが提出されますところの市町村役場における場合の法例の解釈を示したものであります。

○稻葉誠一君 そういう説明は、民事局長、前から聞いていてわかつているのです。私の聞いているのは、大韓民国には大韓民国の民法があるだろう。朝鮮民主主義人民共和国にはその民法があるだろう。なぜ片方の大韓民国の民法だけを適用をするのかといふことを聞いています。その問題にしばつて聞いていますのです。その問題にしばつて聞いていますのです。

○政府委員(平賀健太君) 先ほども繰り返し申し上げましたように、在日朝鮮人については、これが北であるこれが南であると区別するけじめが、かりに南であると区別するけじめが、かりに朝鮮民主主義人民共和国の民法といふのを適用するということになると、なぜそんなんだという疑いが起つてくるわけでありまして、むしろ私どもは

見を伺いたい。私どももどうもいい知恵が浮かんでこないのであります。もつとも、なお理由を付加いたしますと、こういうことがあると思うのでござります。今現実の朝鮮における事態といふのは、一つの国家の中が南北二つに分かれて、それぞれ政権が対立しておる。その現実に支配する地域はお互いに一部ずつである。こういうような状態、どちらが優勢であるともどちらが劣勢であるか、どちらが正当であるかどちらが非合法か、このきめがない現実の状態の中に、日本の法例のように各当事者の本国法を適用するといつておる場合に、その本国法は一体どうなるのかと、これは非常にむずかしい問題なのでござります。従来、この朝鮮の事態、あるいはドイツにおけるようないわゆる事態といふようなものは、非常にまれな事態なのでございまして、これに關する各国の先例といふようなものは、日本にはもちろんございませんし、各国にもそういう先例がないわけであります。私どもいたしましても、日本の法例がもし英米法なんかのようによく所地法によるということをございますと、これは日本の民法の適用があるのでござります。實質論から申しますと、在日朝鮮人といふのは戦前から長く日本に居住しております。日本は土地に根がおりておる人たちでござりますので、むしろ郷に入つては郷に従えという言葉がありまことになつておりますと、住所地法を適用することになるのはどうが妥当であるとも考えられるのでございまして、法例の規定では各当事者の本国法によるということになつておりますと、住所地法が適用になるのは無国籍者の場合であり

ます。朝鮮人の場合につきましては、これを無国籍者と同じよう扱つて日本私法を適用するということは、これ何としても無理じゃないか。平和条約におきましては、日本国は朝鮮の独立を承認することを第二条ではつきりとし、てもその独立を承認しておる以上、朝鮮という國がある。ただ、政府が二つに分かれておる、それぞれ一部ずつを支配しておるという現状なのでござります。そこで、一體本國法をどうするかという非常にむずかしい問題が起るるのであります。私どもも申しますか、法務省の考え方をいたしましては、現在朝鮮の住民が約二千二百萬でございましたか、ちょっと正確な数字を忘れたのでございますが、北鮮の住民が千百万とも言われ、千万とも言われ、あるいは九百万とも言われておりますが、とにかく千万前後、南朝鮮がたしか二千三百萬、合わせて総人口三千四、五百万のうち、約三分の二以上が南朝鮮に住んでおる、大韓民国政府の支配下にある、こういう現状なのでござります。それからまた、御承知のことおり、国連の総会におきましては、韓國政府をもつて朝鮮における唯一の合法政府ローフル・ガバメントであると総会の決議において宣言もされておることありますし、それからなお、本籍がどこにあるかということとは、これは日本の戸籍における本籍と同じように、土地とのつながりといふものが實際はないわけでございまして、本籍の所在いかんによつて南か北かをきめるということはこれは適当で

ないと思うのでございますが、それも出生地であるとか、先祖がそこにいたとかいう関係で、なんかのやはり地のつながりがある場合が少なからぬ。そういう見地から在日朝鮮人の本籍といふものを見てみると、これも正確な統計をとったわけでもございませんのでわかりませんが、圧倒的大多数がやはり南朝鮮に本籍を持っておるとのことです。そういう関係におきまして、韓国民法をもつて在日朝鮮の本国法と考へることが実質的に妥当ではないかというふうに考へるのでございます。

それから、なお、それに付加いたしますと、とにかく日本政府が北鮮政府と日本政府として許容しております。現に平和条約発効以来、とにかくその性格がどういふものであるかについては問題がありませぬけれども、韓国政府の駐日代表部といふものを日本に置くことを日本政府として交渉をしております。現に和条約発効以後の在日朝鮮人の法的地位、あるいは請求権の問題、漁業の問題等その他に關しまして、韓国政府を相手に方として交渉をしておるという実事もござります。そういう点からいきまして、これはもちろん日本政府が韓国政府と正真正銘の政府というものを正式の政府として正すに承認したことにはまだならぬかと申しますけれども、とにかくその準備段階にあるとすることが言えるのではないかと思います。そういう関係をもつて、いろいろなそういう事情を経合判断いたしまして、非常に困難な問題題ではござりますけれども、現状のものにおきましては、韓国民法をもつて在日朝鮮人の本国法と考へることがができます。

○政府委員(平賀健太君) それじゃ、いろいろお聞きしたいわけですけれども、三十五年前の一月一日に韓国民法が施行された年。それ以前は、一体どういうふうになつてたわけですか。

○福葉誠一君 それじゃ、いろいろ法務省の取り扱いにおきましては、以前、日本の統治当時に、朝鮮総督府の政令というのがございました。その政令で朝鮮民事令というのが制定されておつたのであります。その朝鮮民事令の規定の内容は、大きっぽい申し上げますと、朝鮮人の身分関係につきましては朝鮮の慣習による、こういうことになつてたわけでございます。そのうち、朝鮮民事令が――これは南だけについてのことですが、これではなも、戦後、いわゆる韓国政府が独立した以後も、そのまま廃止されないで、この韓国民法が施行されますまではなおこれは韓国の法律だということで行なわれておつたのが実情なのであります。そういう関係で、法務省におきまして戸籍事務を処理する関係におきましては、それまでは朝鮮の慣習によるということと戸籍の届出なんかを処理してきたわけであります。

○福葉誠一君 そうすると、民事局長の通達によって、韓国民法が施行され、適用されている。それが日韓会談の中で法的地位の問題と関連して、一体どういうふうになるのですか、この通達は。

○政府委員(平賀健太君) これは、韓国との協定の内容がどうしたことになるか、今のところまだ予測のつかぬ状況でございまして、この問題がどうなつてたわけですか。

○稻葉誠一君 しかし、こういう行き方がある、いわゆる原則的なものではなくて、変則的なものだと、こういうふうなことは、法務省当局としては認めていいのですか。現実に韓国民でない、まあ今の段階じゃ韓国だか朝鮮だかわからないとしても、日韓会談がかりにどうにかなれば、いずれは日本にいる朝鮮人が韓国人とそれからいわゆる北の朝鮮人と二つに分かれなければならぬ段階が来る。こういうようなことが来れば、一体こういうふうな取り扱いは、それぞれ本国法なんですか、それぞれの国の本国法に従って適用する、こういう行き方をとるのが正しいはずですが、その点はどういうふうになるのですか。

れはちょっと私どもは想像がつきません。

○稻葉誠一君 そうすると、結論的にですよ、日本が北朝鮮を認めない限りにおいては、在日朝鮮人は、法例の適用では本国法として韓国民法が適用されるのだ、こういうことです。そう

承ってよろしいのですか。

○政府委員(平賀健太君) これは、今後日韓間に協定が成立するとしまして、その協定の中に何かこの国籍に関する条項が設けられるということになれば別であります、そういうことがない限りは、私どもとしましては、法務省の現在の方針というものは変わることはないと考えています。

○稻葉誠一君 これは法務省当局でも調べておると思うのですが、韓国の民法、これは日本の旧民法に非常に近く、いわゆる家族制度というものを残していく、家の制度を存続しているのであります。これはどうも非常にでしょ。これはどうです。

○政府委員(平賀健太君) 韓国の民法は、私も内容を十分勉強をいたしておりませんけれども、従来の慣習、それから日本の旧民法、日本の新民法、こういうものが非常に参考になつてできておりました印象を私は受けたわけあります。

○稻葉誠一君 それじゃ、韓国の民法と朝鮮民主主義人民共和国の民法とは、一体、たとえば結婚の問題、離婚の問題、養子縁組、どう違うのですか。

○政府委員(平賀健太君) 私、北鮮の民法の内容を承知いたしませんので、比較して検討したことはございません。

○理事(松野孝一君) 稲葉君に申し上

げますが、もう時間もだいぶ経過しておりますから……。

○稻葉誠一君 それじゃ、時間もたいへんおそくなつたようですから、その締めくくりになるわけですから、

今後の民事局長の答弁というのは、私は

非常に大きな国際法上の問題を含んでおると思うのです。それで、この問題については、いずれ私のほうでもいろいろ研究をして、あらためて別の機会に、これはどこになるか、予算委員会

も勉強してもらつと追及をしていきたい、こういうふうに考えます。

それから大韓民国の民法と北朝鮮の男女平等権に関する法令というのがあるわけですが、これはどうも非常に内

容が違うわけです。それで、むしろ日本の民法に近いのは、北朝鮮の民法が非常に近い、個人の自由人権を尊重

しているといふ点について、韓国の民法というのは、ほんとうに昔の家族制度を存続しておるわけ

です。今、民事局長の通達のように、在

るためには、日本における朝鮮人が非常に不利益をこうむつている例がたくさんあります。

○稻葉誠一君 それは、養子縁組の場合、あるいは結婚の場合、その他たくさんあります。そういうような点については、いづれまた別の機会に質問をいたします。きょうは時間もおそらくりましたので、この程度にしておきま

すが、まだ次長からこの前私の質問し

たことに対する補足的な答弁など残つ

ておるようですが、これはずれで改めて別な機会にして、おそらく

いと、こういうふうに思います。

○岩間正男君 時間がございませんので、私は、今稻葉委員の質問に対し、大臣はじめ局長の答弁で二点確かめておきたい点がある。

それは、先ほどの稻葉委員の質問に

対しまして、大臣ははつきりこう言つて、日韓条約締結後は韓国という言葉

は出てくるかもしれない、しかし、そ

れにしても朝鮮人と差別待遇はしな

い、こういうことをはつきり言つてお

るのです。これは私のこの前の質問に

対しても、国籍の問題と永住権の問題

については、決して在日朝鮮人を圧迫

するようなことはしない、あくまで平

等な立場でやつていく、こういうこと

を太鼓判を押しておられるわけです。

私は、法務省の見解というのを見解だと思います。ところが、局長が先ほど立場でやつていく、こういうこと

を民務省の見解であるということ

を民事局長は言っている。ところ

が、あなたの答弁というものは、速記録でもこれを調査してみればわかりますけれども、全く差別の上に立つて

いるじゃありませんか。国籍の変更の場合、それから今のようだ大韓民国の民法の適用、全くこれはもう差別です

よ。現状において差別なんです。そう

だいて現状を把握することができ

が、あなたの答弁というものは、速記

録でもこれを調査してみればわかりますけれども、全く差別の上に立つて

いるじゃありませんか。国籍の変更の場合、それから今のようだ大韓民国の民法の適用、全くこれはもう差別です

よ。現状において差別なんです。そう

だいて現状を把握することができ

が、あなたの答弁というものは、速記

録でもこれを調査してみればわかりますけれども、

でありますから、断言するわけには参りませんけれども、成立した協定が今までどおりのもので行なわれるか、あるいは若干取り扱いその他が違うのか、そういうこと等を実は見ないと、今の岩間さんのような断定したような、考えが違うじゃないかということには私はならないと思います。局長が言つておりますのは、今までの取り扱いについて事務的なその作業上の問題についての意見を述べているのであり、私は、在日朝鮮人の待遇といふものに対しまして過去において将来においての私の見解を述べている、こういうことがあります。

だらうと思ひます。ほんとうに一体大臣針があるのか。ないでしょ。そうして、日韓会談の今後のやり方によつては、今の局長たちのような答弁でどう續けられる限りにおいては、今後これはもう現状よりももつと後退するだらう、そういう事態が起つる。これが方針が法務省の方針だなどといつてやはりあなたの自身の答弁の立場といふものは変わつております。明らかに在日朝鮮人諸君が今日心から心配してゐる問題じゃないですか。それに対し思つたがつて、これは日韓会談そのものに対する非常に大きな反対が出てきているというのは、今のような態度があるから、たとえばまた作業に名を借りて実は明らかにもう一方に偏するようなやり方でもつてこの問題を処理していこう。それがいかにももつともらしい口実のもとに装われてやられている、そこに問題がありまへす。私はしかし時間がありませんから、この問題についてはもつとやはり掘り下げるてこの問題についてまた近い機会に追及してみたいと思います。今まで答弁されてきたあなたたちの速記録をずっと読んでみて、どこで一休ずる変わる変わつていてるか、そういうふうな便宜主義ではないかと思います。この点を要望して、大臣かぜをひいておられますから、そのくらいにいたします。

国法は一律に大韓民國民法であるといふことであつて、南であるとか北であるとか差別をしないと大臣が仰せられたそのとおりのことを戸籍の実務の上でもその他の面でも身分に関する限りは処理いたしておるのであります。決して大臣の御答弁と私が申し上げたことが食い違つておるとは考へております。

○岩間正男君 大韓民國の民法とそれから朝鮮民主主義人民共和国の民法が同じならそういうことも言えますよ。違つておるので、現実に。あなた、形式論で問題をこまかしちゃダメですよ。実体論ですよ。実体をあなたたち把握していないで、そして何か見ても見ないふりをするような格好で問題が進められているところに問題があるのですよ。もっと聞いてごらんなさい、現実を。私はこのことをあなたを相手にしてやる時間がありませんから、もう一ぺんはっきり問題を整理してやりましょう。

○理事(松野孝一君) 他に御発言もなければ、本件に対する質疑は一応この程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十一分散会

別表

の一部を改正する法律  
検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第九条中「七万三千七百円又は六  
万四千三百円」を「七万六千九百円  
又は六万七千三百円」に改める。  
別表を次のように改める。

檢

事

簡易裁判所判事												判事補				判事				その他高等裁判所長官			
十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号
一四、六〇〇円	二四、六〇〇円	二九、一〇〇円	三五、〇〇〇円	四八、七〇〇円	四五、三〇〇円	六〇、五〇〇円	七六、九〇〇円	八七、四〇〇円	二四、六〇〇円	二七、七〇〇円	三八、四〇〇円	三五、〇〇〇円	四一、一〇〇円	四八、七〇〇円	六〇、五〇〇円	五三、八〇〇円	六〇、五〇〇円	七号	八〇〇円	一〇九、九〇〇円	一一二、九〇〇円	一五六、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円
一四、六〇〇円	二四、六〇〇円	二九、一〇〇円	三五、〇〇〇円	四八、七〇〇円	四五、三〇　円	六〇、五〇　円	七六、九〇　円	八七、四〇　円	二四、六〇　円	二七、七〇　円	三八、四〇　円	三五、〇〇　円	四一、一〇　円	四八、七〇　円	六〇、五〇　円	五三、八〇　円	六〇、五〇　円	七号	八〇　円	一〇九、九　　円	一一二、九　　円	一五六、〇　　円	一五〇、〇　　円
一四、六〇〇円	二四、六〇〇円	二九、一〇　円	三五、〇　　円	四八、七〇　円	四五、三　　円	六〇、五　　円	七六、九　　円	八七、四　　円	二四、六　　円	二七、七　　円	三八、四　　円	三五、　　　円	四一、一　　円	四八、七　　円	六〇、五　　円	五三、八　　円	六〇、五　　円	七号	八　　円	一〇九、九　　円	一一二、九　　円	一五六、〇　　円	一五〇、　　　円

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十七年十月一日から適用する。

2 裁判官が昭和三十七年十月一日以後の分として支給を受けた報酬その他の給与は、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

---

二月五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

---

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

---

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

---

裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「一、一九五人」を「一、二〇五人」に、「五一二人」を「五三二人」に、「七〇〇人」を「七〇人」に改める。

第二条中「二万四百六十一人」を「二万六百七十三人」に改める。

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。



昭和三十八年一月十四日印刷

昭和三十八年一月十五日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局